

議案第 38 号

西海市部活動の地域移行あり方検討委員会設置条例の制定について

西海市部活動の地域移行あり方検討委員会設置条例案を次のとおり提出する。

令和 5 年 6 月 1 6 日 提出

西海市長 杉澤 泰彦

西海市条例第 号

西海市部活動の地域移行あり方検討委員会設置条例

(設置)

第 1 条 西海市立中学校の生徒にとって望ましい学校部活動の環境の構築と地域における活動の場の確保を図る観点から、学校における部活動の地域移行に向けて取り組むため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、西海市部活動の地域移行あり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第 2 条 委員会は、西海市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査及び審議を行い、その意見を答申する。

- (1) 部活動の地域移行に係る仕組みづくりに関すること。
- (2) 地域部活動の運営方法等に関すること。
- (3) 生徒及び教職員、保護者、各種団体等への調査に関すること。
- (4) 教職員の部活動指導の負担軽減に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、部活動の段階的な地域移行に関し必要な

事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者のほか特に委員会の任務を遂行する上で必要と認める者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、最初の委員会は教育委員会教育長が招集する。

(報酬及び費用弁償)

第7条 委員の報酬及び費用弁償は、西海市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年西海市条例第39号）に定めるところによる。

(意見の聴取等)

第8条 委員長は、議事に関し必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

- 2 前項の規定により出席した者には、西海市証人等の実費弁償に関する条例（平成17年西海市条例第40条）の規定により、費用弁償を支給する。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(西海市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 西海市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年西海市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

別表その他の各種委員等の報酬の表スポーツ推進委員の項の次に次のように加える。

西海市部活動の地域移行あり方検討委員会	委員長	日額	7,300 円
	委員	日額	6,700 円

新旧対照表

(附則第 2 項) 西海市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

新				旧			
西海市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例 平成 17 年 4 月 1 日 西海市条例第 39 号				西海市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例 平成 17 年 4 月 1 日 西海市条例第 39 号			
本則 (略)				本則 (略)			
別表 (第 2 条関係)				別表 (第 2 条関係)			
執行機関としての各種委員会委員の報酬				執行機関としての各種委員会委員の報酬			
職名		報酬の額		職名		報酬の額	
(略)				(略)			
その他の各種委員等の報酬				その他の各種委員等の報酬			
職名		報酬の額		職名		報酬の額	
(略)				(略)			
スポーツ推進委員		年額	52,000 円	スポーツ推進委員		年額	52,000 円
西海市部活動の地域移行あり方検討委員会	委員長	日額	7,300 円	市立学校	学校医	年額 (1 校当たり)	(略)
	委員	日額	6,700 円		学校歯科医	年額 (1 校当たり)	(略)
					学校薬剤師	年額 (1 校当たり)	78,500 円
(略)				(略)			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は公布の日から施行する。
(西海市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 (略)